

飛驒市告示第78号

地方自治法第102条第3項の規定により、下記のとおり平成28年第2回飛驒市議会臨時会を招集する。

平成28年5月19日

飛驒市長 都 竹 淳 也

記

- 1 日 時 平成28年5月27日（金） 午前10時00分
- 2 場 所 飛驒市役所 議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 損害賠償額の決定について
 - (2) 飛驒市土地開発公社経営状況等の報告について
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度飛驒市一般会計補正予算（専決第4号））
 - (4) 専決処分の承認を求めることについて（飛驒市税条例等の一部を改正する条例）
 - (5) 飛驒市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
 - (6) 飛驒市図書館条例の一部を改正する条例について

平成28年第2回飛騨市議会臨時会議事日程

平成28年5月27日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	報告第3号	損害賠償の額の決定について
第4	報告第4号	飛騨市土地開発公社経営状況等の報告について
第5	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(平成27年度飛騨市一般会計補正予算(専決第4号))
第6	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(飛騨市税条例等の一部を改正する条例)
第7	議案第75号	飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
第8	議案第76号	飛騨市図書館条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	報告第3号	損害賠償の額の決定について
日程第4	報告第4号	飛騨市土地開発公社経営状況等の報告について
日程第5	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(平成27年度飛騨市一般会計補正予算(専決第4号))
日程第6	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(飛騨市税条例等の一部を改正する条例)
日程第7	議案第75号	飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
日程第8	議案第76号	飛騨市図書館条例の一部を改正する条例について

○出席議員(13名)

1番	仲井	谷	丈	吾
2番	井	端	浩	二
3番	澤		史	朗
4番	住	田	清	美
5番	森			要
6番	中	村	健	吉
7番	德	島	純	次
8番	前	川	文	博
9番	中	嶋	国	則
10番	洞	口	和	彦
11番	野	村	勝	憲
13番	高	原	邦	子
14番	葛	谷	寛	徳

○欠席議員

12番	森	下	真	次
-----	---	---	---	---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	小	倉	孝	文
教育長	山	本	幸	一
会計管理者	藤	井	義	昌
総務部長	東	佐	藤	司
財政課長	野	村	久	徳
教育委員会事務局長	清	水		貢
企画部長	水	上	雅	廣
商工観光部長	石	腰		豊
環境水道部長	湯	之	明	宏
市民福祉部長	柚	下		誠
農林部長	柏	原	雅	行
基盤整備部長	青	木	孝	則
消防長	坂	木	順	一
病院管理室長	佐	場	哲	哉
		藤		

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	十	松	昭	英
書記	中	垣	由	香

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長（葛谷寛徳）

本日の欠席議員は12番、森下真次君であります。それでは、ただ今から平成28年第2回飛騨市議会臨時会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により13番、高原邦子君、1番、仲谷丈吾君を指名いたします。

◆日程第2 会期の決定

◎議長（葛谷寛徳）

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日5月27日、一日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日5月27日、一日限りと決定いたしました。

ここで市長から発言の申し出がございますので許可いたします。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

市長、都竹淳也君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

皆様、おはようございます。本日、平成28年第2回飛騨市議会臨時会のご案内を申し上げます。皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

それでは、早速ですが、今臨時会に提案いたしております案件につきまして、ご説明を申し上げます。

今回は、報告案件が2件、承認案件が2件、人事案件が1件、条例改正が1件であります。

まず、報告案件ですが損害賠償の額の決定について、並びに飛騨市土地開発公社経営状況等の報告であります。

承認案件は、平成27年度飛騨市一般会計補正予算並びに飛騨市税条例等の一部改正に係る専決処分の承認でございます。

議案につきましては、即決議案としてお願いする案件として、飛騨市固定資産評価員の選任同意について及び飛騨市図書館条例の一部を改正する条例についてでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で市長の発言を終わります。

◆日程第3 報告第3号 損害賠償の額の決定について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第3、報告第3号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

おはようございます。それでは報告第3号について説明をさせていただきます。

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

発生日時・場所ですが、平成28年1月28日、午前6時40分頃、飛騨市古川町沼町地内。事故の概要ですが、市営バス委託事業者が市営バス桃源郷線1便の運行を終え、車庫に向け回送中、点滅信号のある交差点で、黄色点滅の状態で進入したところ、右側から赤色点滅の状態で進入してきた相手方車両と衝突し、相手方車両左前の部分を破損させたものです。事故の種類は物損です。相手方損害額は、14万0,411円です。市の過失割合は10%。損害賠償額は、1万4,041円。財源は全額保険金で対応しております。専決年月日は平成28年4月13日、専決第6号です。

以上、よろしくお願いします。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認めます。質疑はないようですので質疑を終結いたします。以上で、報告第3号を終わります。

◆日程第4 報告第4号 飛騨市土地開発公社経営状況等の報告について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第4、報告第4号、飛騨市土地開発公社経営状況等の報告についてを議題といたします。説明を求めます。

〔企画部長 水上雅廣 登壇〕

□企画部長（水上雅廣）

おはようございます。それでは、報告第4号についてご説明させていただきます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、飛騨市土地開発公社平成27年度事業報告及び決算に関する書類並びに平成28年度事業計画及び予算に関する書類を別紙のとおり報告する。

次ページをお願いいたします。平成27年度4月1日より平成28年3月31日までの事業の概要についてでございますけれども、当公社の事業といたしましては、引き続き鮎ノ瀬団地の売却事業に取り組んでまいりました。結果として第一期分の1区画を690万円、第二期分の3区画を2,184万円で売却処分することができました。購入者は1件は商業者、3件は子育て世代の市内にお住まいの方でした。年度末の未処分区画は8区画ということになります。損益計算では、945万5,000円の当期純利益を計上することができました。

次のページをお願いいたします。理事会は2回開催させていただいております。平成27年の5月15日に監査を実施いただいております。

次ページ、決算報告書になりますけれども収入は、事業収益として土地造成事業収益2,874万円、4区画の売却分になります。事業外収益として受取利息、それから雑収益に電柱等の占用料でございますけれども計上をいたします。収入合計は2,890万2,908円となりました。支出は、土地造成事業原価が1,873万7,859円。販売費及び一般管理費は、報酬ですとか飛騨市や高山市内の方へ折り込みの広告をさせていただいておりますし、雑誌「プレス」への掲載も行いました。その他、除草に関する委託料でございますとか看板の修繕費などがあります。これらを含め70万円余りの支出をいたしました。予備費について支出はございませんので、支出合計は、1,944万7,347円ということになりました。

収支の明細につきましては、8ページ9ページの方に付けさせていただいております。

決算の監査につきましては、先般5月13日に実施をいただいております。その報告書を13ページ、14ページの方に付しておりますのでご覧いただきたいと思います。

4ページをお願いいたします。損益計算でございますけれども当期純利益は945万5,561円であります。前期の繰越準備金合わせ、準備金合計は1億4,169万5,804円ということになっております。

次ページは貸借対照表でありますけれども流動資産の内、現金預金が1億1,033万4,167円。完成土地等が4,186万1,637円。負債はございません。資本金が1,050万円。準備金の合計が1億4,169万5,804円ということで、資産の合計、負債資本の合計とも1億5,219万5,804円ということになりました。

次ページをお願いいたします。キャッシュ・フローになりますけども、期末の現金預金は1億1,033万4,167円ということで内、8,500万円を定期預金といたしております。

次ページに財産目録、それから10ページに現金預金の明細、11ページに土地等の明細を付しておりますのでご覧いただきたいと思います。

次に平成28年度事業計画、予算の説明をさせていただきますので、15ページをお願いいたします。平成28年度の土地開発公社事業計画ですけれども、28年度においては2区画の売却を予定させていただきたいということでありませう。

次ページをお願いいたします。予算ですけれども、収入としては2区画の売却収益、1,577万円の他、合計で1,591万2,000円を計上させていただきました。

支出といたしましては、土地造成事業原価の1,241万円、販売費、一般管理費に200万円余り、予備費も50万円計上させていただき、合計で1,499万円を計上させていただきました。

次ページは予算実施計画書になりますけども、内容については、明細の方で説明をさせていただきたいと思いますので、23ページをお願いいたします。収益的収入及び支出ということで収入といたしましては鮎ノ瀬団地の売却収益。先ほど申し上げましたように2区画分、それから受取利息、その他の雑収益を計上させていただいておりますし、支出といたしましては、売却の原価、それから報酬。これは理事会、監査のときの報酬でございますけれども経費として需用費、修繕料、消耗品。次ページへいきまして通信運搬費等々計上させていただいております。

18ページ以降、収支計画に沿って資金計画、27年度、28年度の予定損益計算書、予定貸借対照表を付けさせていただいておりますけども、説明については省略させていただきたいと思います。

以上、簡単ではありますが報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

〔企画部長 水上雅廣 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（野村勝憲）

ちょっと教えていただきたいのは、販売費が今年度208万円で、実際使われたのが70万9,000円ということです。おそらく販売費というのは広告宣伝費だと思います。今年度も208万円の予算計上をされておりますが、具体的に新聞折り込みとかタウン誌を使われたようですが、例えば27年度でしたら、時期はいつ頃で何回やられたのかということと、28年度は具体的にどんな計画が。要するに宣伝広告費の具体的な使い方を教えてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（水上雅廣）

お答えをいたします。27年度におきましては先ほども言いましたが、新聞への折り込み。これを飛騨地区、高山市、飛騨市でございましたけどもこれを1回。それからプレスの方へ1回、掲載をさせていただいております。これを今年も継続してさせていただきたいと思っております。時期としてはなるべく早い時期で、今議会終了後に予定をさせていただければというようなことで思っておりますのでお願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

他に質疑はありませんか。

○13番（高原邦子）

本当に予定よりも多く販売できてその辺は良かったなと思っております。

先ほど、野村議員がどうなっていますかと聞かれたのですが、私は、予算の立て方をお伺いしたいと思います。前年度と全く同じですよ。違いますか。それで、そうしまして不要額とかがでていますね。予定よりも多く売ったに関わらずですね、例えば販売費とか一般管理費のところ、208万円を予定していたんですが実際は71万円だと。

今回も同じ数字が並べられています。これから先も土地開発公社に対しては29年度も全く同じ数字を見ていけば良いのか。こういったものの予算とかそういったもののような精査の基に立てられているのかをお答えいただきたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（水上雅廣）

先ほど野村議員にお答えしたとおりでありますけども、結果として1回ということでもありますけども、予算の組み方としては例えばプレス以外にもありますので、そうした雑誌にも掲載させていただくようなことを考えております。今、少し考えておりますのがドローンを使って上空から空撮したようなものをなんとか活かすことができないか考えております。具体的に予算がどのくらいでという落とし込みはできていない状況でございますけども、そうしたことを含めて例えばケーブルテレビで流すとかそういったところで広告も打てるのではないかなということも私案としては思っておるところであります。

そうした諸々のことを含めて前年度と同じような予算の組み立て。これだけあれば修繕であったりそういったこともできていくのではないかなということをおもっております。

◎議長（葛谷寛徳）

他に質疑はありませんか。

○10番（洞口和彦）

努力のお陰であと8区画が残っていますが、最初の販売から10年近く経っているわけです。残された区画は、区画的に欠点があるのか。例えば場所がお客さんから好まれないというような、そんなような区画であれば割引してでも売りたいという考えはありますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（水上雅廣）

お答えいたします。残っている8区画につきましては、地理的に不利なところであるとかというふうに理解をしております。売れた所につきましてもそれぞれ購入をいただいた方の資金の面もあるでしょうし、残っている所は国道沿いにあります3区画の中の1区画の中ほどが残っております。後は川側の4区画がある。そして点々とあるわけです。特にそのことで条件が不利であるというようなことの認識はしていないところであります。

◎議長（葛谷寛徳）

他に質疑はありませんか。

○5番（森要）

基本的なことかもしれませんが、27年度の理事長は小倉副市長が。28年度は水上企画部長。開発公社の理事長が代った経緯というか、企画の方で一生懸命やるということなのかその辺をちょっと聞かせてもらいたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（水上雅廣）

土地開発公社の理事につきましては登記をさせていただいております。私の名前になっております間ですけれども、理事長は前副市長がずっと努めておられました。副市長がしばらく不在ということで、市長に信任をいただきまして、私が当面、次の副市長に誰かがなられるまで理事長をということで登記をさせていただいて、決算をさせていただいたということです。

新しく副市長が誕生いたしましたので、登記を代えて副市長に理事長となつていただいたという経緯でありますのでよろしく願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

他に質疑はありませんか。

○13番（高原邦子）

先ほどの質問で確認なんですけど、来年度も同じような数字で出してくるということによろしいですか。予算案とかそういったものは。なんら変えずにくるということですか。全く数字が変わっていないということに対して、そういう決まりなんでしょうか。こう

いった予算の立て方というのは。その都度その都度でしっかりやっていくとか、そのときの戦略的なこととかそういうことを考えずにですね、これならば大丈夫だということで大ざっぱにやっていくもんなんですか。もしよければ、財政課長かなんかこういったやり方って飛騨市はこれからもいろいろとやっていかれるのかどうか。

そうしますと何か、議員は予算の組み立て方によって「あっ。今年はここに力を入れるんだな。」とかそういったものが分かるんですけども、毎年同じ数字で入っていて、出されてくるとですねなんかちょっと違うような気がしてなりません。その辺のことをはっきりと、来年も同じ数字でいくということなのかお答えいただきたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（水上雅廣）

1つ目、公社のことでございますので財政課長は特に関係はございませんのでよろしくお願いいたします。

予算については前年度と同じような流れということでありまして、先ほど申し上げましたようにこの予算の中で最大努力をさせていただきたいと思っております。

考える方向としては、広告について言えば先ほど申し上げたようなことを含め、数回やりたいと思っております。この中の経費の使い方については公社の方でしっかりと流用を含めやらせていただきたいと思います。それから当然、報酬ですとか人件費の部分ですとか委託の部分は必然的に出る部分だと思っておりますので、とにかく広告宣伝費、その部分にどのように傾注していけるかということについてしっかりと理事会を含めご意見を伺いながら進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。（「来年もこの数字でやるのかっていうことを」と呼ぶものあり。）

来年以降につきましては、このままということではございません。その都度その都度理事会において承認をいただいておりますのでお願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようでありますので、以上で質疑を終結し報告第4号を終わります。

◆日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度飛騨市一般会計補正予算（専決第4号））について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第5、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成27年度飛騨市一般会計補正予算（専決第4号））を議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

承認第2号についてご説明をさせていただきます。地方自治法第179条第1項の規定により平成28年3月31日別紙のとおり専決処分したので同上第3項の規定により

これを報告し承認を求めらる。

最終ページをお願いいたします。本件は平成27年度一般会計における繰越明許費の補正で、公共林道整備事業において、補正前2,830万円を2,860万円に変更するものです。これは、3月の第1回定例会において補正第5号で繰越明許費の追加を行った際、公共林道整備事業において本来2,860万円とすべきところ2,830万円と誤っていたことが議会終了後、分かったため専決処分をさせていただいたものです。

今後はしっかり複数の職員で確認を行うよう徹底を図りますのでよろしく願いしたいと思います。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認めます。質疑がないようですので質疑を終結いたします。お諮りをいたします。ただ今、議題となっております承認第2号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、承認第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め討論を終結します。これより採決いたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◆日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めらることについて（飛騨市税条例等の一部を改正する条例）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第6、承認第3号、専決処分の承認を求めらることについて（飛騨市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

承認第3号について説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

要旨により説明をさせていただきますので、最終ページをお願いいたします。今回の改正ですが、平成28年3月31日に交付されました地方税法の改正の内、平成28年4月1日施行分について改正を行うものです。

主要な改正は2点でございます。1点目は、第56条、第59条関係であります。独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成27年法律第17号）の施行に伴い、統合された独立行政法人労働者健康安全機構が設置する固定資産について非課税措置を講ずることとするものです。飛騨市では該当資産はございません。2点目ですが、附則第10条の2の改正であります。再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例の対象資産、特例割合及び適用期間を変更するものです。改正前は太陽光、水力、地熱、バイオマス発電設備の課税標準額に賦課する割合は3分の2と規定しておりましたが、改正後は太陽光発電設備は2分の1、水力、地熱、バイオマス発電設備は3分の1とするものです。

これは、今回の法改正で再生可能エネルギー発電設備に対する軽減率を一定幅で市独自に設定できるようになったことで、飛騨市はCO2削減再生可能エネルギー関連産業の創出、雇用拡大の観点から法律の範囲内で最大の軽減を図ることとしたものです。

適用期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに取得したのに対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年分に限りです。これは、地方税法に規定されております。

施行日は、平成28年4月1日です。以上、よろしく申し上げます。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認めます。質疑がないようですので質疑を終結いたします。お諮りをいたします。ただ今、議題となっております承認第3号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、承認第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔なし〕との声あり。〕

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め討論を終結します。これより採決いたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕との声あり。〕

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

◆日程第7 議案第75号 飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

◎議長（葛谷寛徳）

日程第7、議案第75号、飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは議案第75号、飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

下記の者を飛騨市固定資産評価員に選任したいから、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。選任の同意を求める者は、氏名、花岡知己。生年月日、昭和41年3月21日。50歳。住所、飛騨市古川町上野600番地12。提案理由は、人事異動に伴う改選でございます。略歴は裏面のとおりでございます。よろしく願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔なし〕との声あり。〕

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認めます。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号につきましては、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕との声あり。〕

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第75号については委員会付託を省略することに決定しました。これより討論を行います。討論はありますか。

〔なし〕との声あり。〕

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり同意されました。

◆日程第8 議案第76号 飛騨市図書館条例の一部を改正する条例について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第8、議案第76号、飛騨市図書館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

〔教育委員会事務局長 清水貢 登壇〕

□教育委員会事務局長（清水貢）

それでは議案第76号の説明をいたします。飛騨市図書館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由は、飛騨市神岡図書館の位置、開館時間及びその他必要な事項を改正するものです。

添付資料の新旧対照表の改正案で説明申し上げます。2枚先をお願いします。飛騨市図書館条例新旧対照表、右欄の改正案をお願いします。改正する主要部分を説明します。

名称及び位置、図書館の名称及び位置は次の表のとおりとする。下の欄の飛騨市神岡図書館、飛騨市神岡町東町378番地。次ページをお願いします。職員、第4条略となっておりますが、現行条例第5条に規定する館長以下、図書館に置く職員について規定しています。開館時間、第5条、図書館の開館時間は、次条に定める図書館の休館日を除き午前9時から午後8時までとする。ただし、日曜日の場合は午前9時から午後5時までとする。休館日、第6条、休館日は次に掲げるとおりとする。（1）月曜日。（2）12月29日から翌年1月3日。（3）図書整理日。（4）蔵書点検日。開館時間及び休館日の特例、第7条、教育委員会は必要と認めるときは前2条の規定にかかわらず図書館の開館時間を変更し、又は図書館を臨時に開館し、若しくは休館することができる。2項は省略いたします。

次ページをお願いいたします。入場の制限、第8条、教育委員会は次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。（1）館内の秩序を乱し、又は騒がしい行為等により他人に迷惑を及ぼすおそれのある者。（2）酩酊者その他他人に著しく不快感を与える者。（3）感染症罹患があると認められる者。（4）保護者等の付き添いのない未就学児。（5）施設等を故意に汚損又はき損するおそれのある者。（6）この条例及び第11条に規定する教育委員会規則の規定又は館長の指示に従わない者。貸出しの禁止等、第9条、教育委員会は法第3条第1号の規定する図書館資料の貸出しを受けたものがその図書館資料の返却を怠り、又は返却の督促に応じ

ない場合は、それ以後の図書館資料の貸出しを禁止し、又は制限することができる。損害の賠償、第10条、図書館を利用する者は、故意又は過失により、図書館の建物、附属設備又は図書館資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。委任、第11条、略となっていますが、現行条例第6条に規定する規則への委任について規定しています。施行日は、平成28年6月4日からです。以上説明を終わります。

〔教育委員会事務局長 清水貢 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（高原邦子）

資料なんですが、8条のところに「感染症罹患があると認められる者」と書いてあるんですが、誰が判断するんですか。感染症というのはどのような者を想定して。風邪とかインフルエンザとかありますけど、感染症罹患があると認められる者。これはどのようなことを指しているのかお答えください。

◎議長（葛谷寛徳）

説明を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

インフルエンザ等の感染症もあろうかと思います。マスク等の着用者につきましては、カウンターにおりますスタッフが注意を持って見たいと思っております。

◎議長（葛谷寛徳）

他に質疑はございませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認めます。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第76号につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第76号については、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第76号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め討論を終結します。これより採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

◆閉会

◎議長（葛谷寛徳）

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。それでは本日の会議を閉じ、平成28年第2回飛騨市議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

（ 閉会 午前10時37分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷 寛徳

飛騨市議会議員（13番）

高原 邦子

飛騨市議会議員（1番）

仲谷 丈吾